

認定番号(学校記入)

-

年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

学校受付印

高等学校等就学支援金

(次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

☐ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(次の3つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	生徒の 生年月日	昭和 平成	年 月 日
生徒の住所	郵便番号 (—)		
保護者等の電話番号	— —		
生徒が在学する 学校の名称	沖縄県立与勝高等学校 (全日制 定時制 通信制)		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

現在通っている学校の在学期間	年 月 日 ~	過去在学	あり ・ なし
過去に別の高等学校等に在学していた期間	①	学校名	高等学校 (全日制 定時制 通信制)
		年 月 日 ~ 年 月 日	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日
	②	学校名	高等学校 (全日制 定時制 通信制)
	年 月 日 ~ 年 月 日	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書、課税証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（1）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☐	親権者(両親)2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
親権者1名分（ア又はイまでの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。)		
②	☐	ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	☐	イ ・離婚、死別、未婚により親権者が1人の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 ※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分 ※ 未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等) 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点で生計を維持する者に変更がない場合
主たる生計維持者1名分(ア又はイまでの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。) (※)に該当する場合は生徒の保険証の写しを添付して下さい		
⑤	☐	ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	☐	イ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 (※) ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 (※) ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 (※) 等
⑥	☐	生徒本人 成人に達しており、自身が主たる生計維持者である場合 ☐ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等 (生徒が里親に養育されている、児童福祉施設に入所している等を含む)

（2）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	---

（3）個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合にはその前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
☐		☐	
☐		☐	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。)

家計急変事由発生日	家計急変事由発生日
年 月 日	年 月 日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。(2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、申請手引きを参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。)

ア 給与所得の金額に相当する額	ア 給与所得の金額に相当する額
円	円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額
円	円
ウ その他の所得に相当する額	ウ その他の所得に相当する額
円	円

【5. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☐ 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、
未申告の課税所得はありません。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カード写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カード等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

イ 個人番号を提出した方は、県が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。課税証明書を提出する場合は、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

認定番号(学校記入)

学校受付印

令和 5 年 4 月 5 日

沖縄県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

(次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

☒ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

消えるペン（フリクション等）使用不可

(次の3つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

署名欄なので、印字・ゴム印等不可

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による記入は、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	りゅうきゅう たろう	生徒の 生年月日	昭和 平成	19 年 4 月 6 日
生徒の氏名	琉球 太郎			
生徒の住所	郵便番号 (900 - 8570) 那覇市泉崎1-2-2	生徒が現在住んでいる住所を記載 寮生の場合は、寮の名称等記入		
保護者等の電話番号	098 - 866 - 2711			
生徒が在学する 学校の名称	教育支援 高等学校 (全日制 定時制 通信制)			

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

現在通っている学校の在学期間	年 月 日 ~	過去在学	あり ・ なし
過去に別の高等学校等に在学していた期間	① 学校名	高等学校 (全日制 定時制 通信制)	
	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	② 学校名	高等学校 (全日制 定時制 通信制)	
	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等)	年 月 日 ~ 年 月 日	

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書、課税証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（1）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☒	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
親権者1名分（ア又はイまでの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。）		
②	☐	ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	☐	イ ・離婚、死別、未婚により親権者が1人の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合
③	☐	未成年後見人 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 ※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分 ※ 未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点で生計を維持する者に変更がない場合
主たる生計維持者1名分（ア又はイまでの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。） （※）に該当する場合は生徒の保険証の写しを添付して下さい		
⑤	☐	ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	☐	イ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合（※） ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合（※） ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合（※）等
⑥	☐	生徒本人 成人に達しており、自身が主たる生計維持者である場合
	☐	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等 （生徒が里親に養育されている、児童福祉施設に入所している等を含む）

（2）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	---

（3）個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合にはその前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
りゅうきゆう いちろう	
琉球 一郎	父
☐ 生活扶助を受けている。	
☒ 家計急変事由に該当する	

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
りゅうきゆう はなこ	
琉球 花子	母
☐ 生活扶助を受けている。	
☐ 家計急変事由に該当する	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。（2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。）

家計急変事由発生日	家計急変事由発生日
令和5年 1月 1日	年 月 日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容
疾病により90日以上離職した	

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。（2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、申請手引きを参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。）

ア 給与所得の金額に相当する額	ア 給与所得の金額に相当する額
〇 円	円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額
〇 円	円
ウ その他の所得に相当する額	ウ その他の所得に相当する額
〇 円	円

【5. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）



家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、
未申告の課税所得はありません。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

高等学校等就学支援金
健康保険証 貼付様式

認定番号	
学校・課程	
生徒氏名	

○健康保険証の写しを提出する場合は、以下の枠内に貼ってください。

【生徒本人】

保険証が国民健康保険の場合は「扶養の状況確認」(別紙)を併せて提出して下さい。

- ※印刷が不明瞭、途中で切れている等のないよう、ご注意ください。
- ※保険証の被保険者等記号・番号等はマスキングして提出してください。

令和 年 月 日

扶 養 誓 約 書

沖縄県教育委員会 殿

扶養者住所：

扶養者氏名：

以下の事項を必ず確認の上、全ての□にレ印及び必要事項を記入してください。

☐ この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

☐ この誓約書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

対象生徒氏名 (被扶養者氏名)	
被扶養者との続柄(注)	

(注) 扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

個人番号カード（写）等貼付台紙

以下に掲げる事務のため、保護者等の個人番号を 名分提出します。

○ 高等学校等就学支援金に関する事務

学校名・課程		沖縄県立与勝高等学校・ 全日制		
生徒	ふりがな			
	氏名			
	学年・クラス・出席番号			
保護者等	氏名 (自署)			
	令和5年1月1日に居住していた市区町村までの住所（住民税課税地）			
	都 道	市 区		
	府 県	町 村		
	☐ 日本国内に住所を有していない。			
	令和6年1月1日に居住していた市区町村までの住所（住民税課税地）			
	都 道	市 区		
府 県	町 村			
☐ 日本国内に住所を有していない。			保護者等の 個人番号カード（裏面）又は通知カード 写し貼付欄 個人番号が記載されている面を上にして、 全面をコピーし、貼り付けてください。 ※ 通知カード表面の記載事項に変更がある場合は、 訂正内容が記載された裏面も貼付して下さい。 訂正を行っておらず、通知カードの記載事項が 現況と異なる場合、通知カードは お使いいただけません。	
保護者等	氏名 (自署)			
	令和5年1月1日に居住していた市区町村までの住所（住民税課税地）			
	都 道	市 区		
	府 県	町 村		
	☐ 日本国内に住所を有していない。			
	令和6年1月1日に居住していた市区町村までの住所（住民税課税地）			
	都 道	市 区		
府 県	町 村			
☐ 日本国内に住所を有していない。			保護者等の 個人番号カード（裏面）又は通知カード 写し貼付欄 個人番号が記載されている面を上にして、 全面をコピーし、貼り付けてください。 ※ 通知カード表面の記載事項に変更がある場合は、 訂正内容が記載された裏面も貼付して下さい。 訂正を行っておらず、通知カードの記載事項が 現況と異なる場合、通知カードは お使いいただけません。	

注) 個人番号カードや通知カードの写しが提出できない場合、「個人番号が記載された住民票」を提出してください。
 なお、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）に訂正がある場合は、訂正内容が記載された裏面も貼付してください。
 変更手続きをしておらず、通知カードの記載事項が現況と異なる場合は、個人番号が記載された住民票を提出してください。